

○内閣府告示第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道宗谷郡猿払村
- 二 構造改革特別区域の名称 猿払村「心と体を育む給食特区」
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道宗谷郡猿払村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 二本松市
- 二 構造改革特別区域の名称 東和ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 二本松市の区域の一部（東和地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 元気いっぱいちば障害児給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認事業（九三

九）

○内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 下呂市
- 二 構造改革特別区域の名称 滝の町 飛騨小坂どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 下呂市の区域の一部（小坂町地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日進市
- 二 構造改革特別区域の名称 日進市子ども発達支援センター安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 日進市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認事業（九三

九）

○内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 倉吉市
- 二 構造改革特別区域の名称 倉吉市蜂蜜リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 倉吉市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 長崎県保育所看護師配置促進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長崎県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（九三六）